

MARPOL条約附属書 の概要

経緯

1997年締約国会議において採択
2003年5月末現在、10ヶ国(世界の商船船腹量の約53%)が批准
発効要件(15ヶ国、船腹量50%以上)が満たされた後、1年
後に発効

概要

排出・設備要件 (原則として全ての船舶に適用)

< 船舶からの排出規制 >

【オゾン層破壊物質】 新規搭載禁止等の規制

【SO_x(硫黄酸化物)】 燃料油中の硫黄分濃度の規制

【NO_x(窒素酸化物)】 出力130kw超のディーゼル機関にNO_x排出規制値を設定

【VOCs(揮発性有機化合物)】

規制港湾区域に入港するタンカー等にVOCs等の蒸気収集装置の装備義務付

【船上焼却】 船上焼却炉に関する技術基準等

< 船舶燃料油の規制 > 供給業者の登録、燃料油証明書の上保持義務

検査・施設

< 検査関係 >

定期的検査等(400GT以上の船舶及びブリグ、プラットフォーム)

製造時検査(出力130kW超のディーゼル機関)

国際大気汚染防止証書(IAPP証書)等の発給

PSCを実施

< 施設関係 >

港湾地域等において、オゾン層破壊物質、排ガス船上残留物等に関する受入施設を整備